Bは、前々会計年度の期間を日を単位として表した数（前々会計年度の会計年度中に当該原子力発電施設が初めて運転を開始した場合にあっては、当該運転の開始の日から前々会計年度の会計年度末までの期間を日を単位として表した数）

Cは、前々会計年度における当該原子力発電施設に係る実用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則第四条第一項の規定に基づき届け出られた運転計画に記載された計画的な運転停止期間、電事法第五十四条第一項の規定により経済産業大臣が行う検査による運転停止期間（電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号。以下「電事法施行規則」という。）第九十三条の二第一項の規定に基づいて定める検査実施要領書に記載された検査を実施する時期の最終期日以降の期間を除く。）及び経済産業大臣が運転を再開して差し支えないことを確認した場合であって当該確認をした日から三月を経過した日から運転を再開した日の前日までの期間を日を単位として表した数（ただし、災害その他の理由により前々会計年度の全期間において運転を停止していた場合にあっては、零とする。）

Dは、前々会計年度における当該原子力発電施設において発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表した数

Eは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転（原子炉の熱出力を定格熱出力に保ち運転することをいう。以下同じ。）を行い、定格出力を超える状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を超える状態で運転を行った期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数から当該期間を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数を減じて得た数

Fは、当該原子力発電施設が定格熱出力一定運転を行い、定格出力に満たない状態で運転を行っている場合において、前々会計年度に定格出力を低下させて運転した期間（安全性を確保するための出力低下期間を除く。）を時を単位として表した数に前々会計年度における定格出力をメガワットを単位として表した数を乗じて得た数から当該期間に発電されたメガワット時を単位とする発電電力量を表す数を減じて得た数。

別表第九（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金　額
百万キロワット未満	一億円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	二億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	三億円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	四億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	五億円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	六億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	七億円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	八億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九億円

別表第十（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金　額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	一億円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	一億五千万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	二億円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	二億五千万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	三億円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	三億五千万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	四億円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	四億五千万円

別表第十一（第十一条関係）

設備能力の合計出力	金　額
百万キロワット未満	五千万円
百万キロワット以上二百万キロワット未満	七千五百万円
二百万キロワット以上三百万キロワット未満	八千七百五十万円
三百万キロワット以上四百万キロワット未満	九千三百七十五万円
四百万キロワット以上五百万キロワット未満	九千六百八十七万円
五百万キロワット以上六百万キロワット未満	九千八百四十三万円
六百万キロワット以上七百万キロワット未満	九千九百二十一万円
七百万キロワット以上八百万キロワット未満	九千九百六十万円
八百万キロワット以上九百万キロワット未満	九千九百八十万円

別表第十二（第十一条関係）

原子炉に附帯して設置されている使用済燃料を貯蔵するための設備	原子炉
五七資庁第一〇五八八号により、核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律（昭和三十二年法律第百六十六号。以下この表において「法」という。）第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	泊発電所一号炉
五七資庁第一〇五八八号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所二号炉
平成一四・〇七・三一原第二号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同発電所三号炉
八資庁第九七九三号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	東通原子力発電所一号炉
四五原第七六六二号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	女川原子力発電所一号炉
六二資庁第五四四二号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉
六資庁第七二六五号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた三号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所三号炉
四一原第四五九一号により、法第二十三条第一項に規定する設置許可を受けた一号炉使用済燃料貯蔵設備	福島第一原子力発電所一号炉
四三原第一六一七号により、法第二十六条第一項に規定する設置許可を受けた二号炉使用済燃料貯蔵設備	同　発電所二号炉